

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		組合解散の認可（個人施行者（市町村を除く。）及び土地 区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村 の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第45条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場 合はその理由)	土地区画整理法第45条第1項及び第2項の規定によ る。 (解散) 第45条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散す る。 (1) 設立についての認可の取消 (2) 総会の議決 (3) 定款で定めた解散事由の発生 (4) 事業の完成又はその完成の不能 (5) 合併 (6) 事業の引継 2 組合は、前項第2号から第4号までの一に掲げる事 由により解散しようとする場合においては、その解散 について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行 地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	15日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）